

平成24年第2回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成24年6月 7日

閉 会 平成24年6月13日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（6月12日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	坂 本 亮 君
総 務 課 長	濱 田 亮 君
税 務 課 長	越 田 茂 弘 君
住 民 課 長	山 谷 美 代 子 君
健 康 福 祉 課 長	佐 井 邦 彦 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 勲 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	芳 賀 作 君
---------	---------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番 森 弘 美 君

4 番 坂 本 豊 君

議事日程（第2号）

第 1 一般質問 1 番 久慈修一 議員

第 2 一般質問 5 番 久慈省悟 議員

第 3 一般質問 4 番 坂本 豊 議員

第 4 一般質問 2 番 藤田修一 議員

午前9時40分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 久慈修一議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は4名です。通告順に一般質問を行います。

1番久慈修一君の質問を許します。久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

通告に従って一般質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回質問いたしますのは通告に従い2点でございます。1点は津波避難訓練の目的と結果について、もう一つは広瀬自治会の文化伝承館北側にある農道の未整備部分の整備等についてという2点について伺いをいたします。

まず1点目でございますが、ことしの3月11日に東日本大震災からちょうど1年目となる津波避難訓練が行われました。その津波避難訓練に先立ちまして村が招集して2度ほど説明会を行ったようでございます。私も広瀬自治会の役員ということになっておりまして、2回にわたり自治会役員会でその村から説明があったことについて打ち合わせを行っております。自治会での会議の内容というのは役場、消防団、そして自治会の役割ということについて打ち合わせを行いました。

その中で、当然自主避難できない人への対応とか、それから避難場所の設定がいいのかなどの疑問点が出されましたけれども、自治会の役員の中では役場が主体的に行うことであるからそれらを考えずに役場の指示に従って協力しましょうということになりました。そういう説明はあったものの、役割については十分説明はありましたけれども、この津波に対する避難訓練、確かに避難訓練でございますからその避難をするという目的だけはわかりますけれども、3月11日にどういった避難訓練の細かい目的を掲げてやるのか。ある意味、どういった目標を掲げて津波の避難訓練をやったのか。この辺については何ら説明がありませんでしたので、この場でご説明いただくようお願いします。

それから、またその実施した結果、どういうことでどういうふうな結果になったのか。あわせて伺いをいたしたいと思っております。村長でも構いませんし、担当課長でも構いま

せん。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） お答えいたします。

まず実施目的ですけれども、これは去年発生した東日本大震災の教訓を受け津波避難訓練を実施し、地震発生後住民避難訓練を通して住民等への津波に関する知識の普及啓発を図ることをまず目的として実施しています。

それから全部①から④までですか、全部続けて説明したほうがよろしいですか。

○1番（久慈修一君） いや。結構です。今のところは目的と結果をお願いします。

○総務課長（濱田 亮君） ということでございます。

○議長（木村 修君） その結果についてはどう。各地区どのぐらい。

○総務課長（濱田 亮君） すみませんでした。把握しているのは参加者でございます。

一般村民が約450名、その他役場の職員が53名、消防団が99名、漁業協同組合が2名、社会福祉協議会が3名、外ヶ浜警察署が3名、青森広域消防事務組合の担当者が1名、各自治会から計25名、合計約620名ぐらいでございます。なお、実際の平成23年度に発生した東日本大震災の発生時の避難者は205名となっております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 大変多くの方々のご協力いただいて実施されたというのがわかりました。この件について、広報にも載ったように私記憶しているんですが、やった以上はこの辺何とかの形で公表していただければ、広報でも結構ですのもう少し詳しく公表していただければこれからの、例えば防災計画とかそういうものに反映されるのではないかというふうに考えております。実際、東日本大震災ではこうした機関が訓練もしていなかったんですけれども、一切機能せずに避難訓練ではなく避難が始まったということでありまして、たくさんの私は反省点があったのではないかというふうに思っていますけれども、この点については何らかの形で取りまとめをして住民にもお知らせしていただきたいものだと思っております。

次に第2点目についてお伺いします。私たちが、私たちと言いますのは私が広瀬自治会の役員でございますのでこの打ち合わせを行ったときに当然前にもお話ししましたように自主避難できない人の対応をどうするのか、これは私は言いませんでしたけれども、ほかの役員のほうから当然出ました。東日本大震災では自主避難できない高齢者、あるいは障害のある方々がほとんどそれが犠牲になってしまいました。これに対しましてこ

としの5月だったと私と思いますが、厚生労働省ではこうした人たちに対する避難誘導計画を策定するように市町村に何か通知したというふうに新聞に載っております。その内容について私はよくわかりませんが、今回役員会を開いた経緯を見ますと、訓練実施までの期間が余りなかったということでこの自主避難できない村民への対応というのは余り把握できなかったのでありますが、いずれにしても私たち実施する段階では避難訓練からこれらの人たちを対象外、対象から外して実施したわけでありまして。

先ほど言いましたように、現実的にはこの自主避難できない人たちへの対策というのが最も大きな重要な要素を占めているのではないかと私は思うのであります。また、考えてみますと自主避難できない人を取り残して避難できる人が逃げる、これもまたあり得ないことだということを考えればこれらの対策というのはどうしてもとらざるを得ないのではないかと。これからまた実施するかどうかわかりませんが、この辺の対策を机上でも、要するに計画でも構いません。どのように考えて実施したかお知らせいただきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） お答えいたします。

今回の訓練では社会福祉協議会、役場健康福祉課で作成している自主避難できない住民、いわゆる要援護者ですけれども、その部外秘の名簿をもとに自宅訪問を行い、安否確認、声がけをした。実際の災害発生時には必要に応じ避難させる。今回は避難はさせていません。実際に去年の東日本大震災発生時には要援護者名簿に基づいて職員が安否確認と小学校及びふるさと総合センターの2カ所の避難所に避難させた経緯がございます。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 実際問題としてそれは何らかの形で実施したということでご回答をいただいたわけですが、ご答弁いただいたわけですが、役場、消防団、社会福祉協議会、あるいは包括ケアセンター、こういったものが多分個人情報を管理しているんだろうというふうに思います。しかし、私が思うのはこの大震災、平成23年の大震災を経験してみてその情報を管理しているというだけでは迅速性もないし非常に混乱したというふうに私は思っています。もちろん取り残された、広瀬地区でも取り残された高齢者等がたくさんおります。そういった人たちを何とかして避難させて大きな災害の時には何とか安全な方法で避難させるというのが非常に大切なことだと思うと、私

思うにはスタッフがまずそろっていなければならない。それから時間のない状態でこの対応をしなければならないということを想定しなければならないわけです。

私の今考えるところでは、各自治会ないしは何らかのNPOなりさまざまな組織があるなりつくるのであればそうした地域防災組織、自主防災組織とほかでは言っているところもありますけれども、こういった組織の育成というのは考えるべきではないか。そうすると中央の役場、消防団、社会福祉協議会、包括ケアセンター、これらの人たちと迅速な連携がとれるのではないかというふうに私は思います。先日、八戸の自主防災組織の関係で東奥日報に載っておりましたけれども、資金面の面でかなり苦労しているというふうな話がありますけれども、この自主防災組織ないしは地域防災組織というものを考えてみたらどうだろうというふうに私思うのですが、この点についてはいかがお考えですか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 先ほども申したんですけれども、実際の災害発生時には割とスムーズに役場職員と社会福祉協議会の職員ですけれども、小学校とふるさと総合センターの2カ所にスムーズに避難させています。ただ、今議員がおっしゃるとおり、その次の訓練のためには検討が必要だとそう思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） ぜひこの点については自主防災組織ないしは地域防災組織の検討とこの自主避難できない方々の対応というものをぜひ考えていただきたいものだというふうに思います。

次に第3点としまして、避難場所の設定とかやその運営方法というものについてご質問いたします。今回の避難訓練に当たって全体的な実施計画というのは私見ておりませんが、自治会の中でいただいた資料は人がどういうふうに動くかという内容のものでございました。今回の訓練では人がどういうふうに動くかということのほかにも、避難場所が各自治会の公民館ではないのか。私広瀬は広瀬の公民館を使いましたのでほかの地区も公民館を使ったのかというふうな感覚で質問しておりますけれども、確かに蓬田村ハザードマップ、皆さんの家庭にもお配りしましたけれども、このハザードマップにおいても避難場所というので公民館が表示されています。しかしながら、現実的な問題として広瀬の公民館の場合、例えば海拔1メートルの場所、この場所が津波の避難訓練の避難の場所だというのはまさに現実的ではありません。せつかく600名以上の人の皆さん

の協力を得て訓練を実施するのですから、想定した災害、津波だけではなく例えば洪水が発生したとかそういった訓練をやる場合でも避難場所というのはきちっと設定して訓練すべきではないかというふうに思うので、まずこれは見直すべきではないかというふうに思います。まず第1点、そこをお聞きします。

それからもう一つ、東日本大震災の際の避難場所の運営についてであります。今総務課長のほうからスムーズに小学校あるいはふるさと総合センターに避難されたというふうなご答弁をいただきました。しかし、私が聞くところでは避難場所の運営についてはいろいろな苦情を聞いています。まず一つは防寒対策であります。それから毛布が足りなかった、寒かった。それからもう一つは電気です。非常電源の確保の問題です。それから食料も足りなかった。それから初動の関係で避難者の輸送についても全然わからなかったという方もありました。それから避難所においてその情報提供というのも何かよくわからなかったというふうな苦情を聞いています。

この訓練において、そういった苦情を聞いていなかったといえればそれでおしまいですが、現実に発生した津波の避難ということに対して反省をすべきところをして避難所の運営を考えていただきたいと思うのですが、この辺について今回の訓練ではどのように考えたのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） お答えいたします。

今回の訓練の避難場所の設定、運営につきましては各自治会長と事務局と協議を行い、初めての大規模な訓練であるという認識のもとで、とにかく避難の仕方をなれさせる必要がある、とにかくなれさせるということで決定したものでございます。実際の津波が襲来した際には海拔の高さで現在指定している避難場所、公民館等ですが、この大部分は飲み込まれてしまいます。現在、県で防災計画の見直しが進められています。それが完了し次第、ことしじゅうですけれども完了し次第、蓬田村においても県の防災計画にあわせて見直す予定でございます。

それから避難所の関係でございますけれども、去年の震災を受けまして村ではシェラフ等、それから発電機、それから水、投光機等も用意して、万全ではないかもしれませんが、けれども徐々にそういうふうな準備のためのことを考えて進めております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） いろいろ準備しているのは私たちも議会予算それらで説明等でお

かつてはおります。しかし、防寒対策とかあるいは非常電源の確保とか水・食料の確保とかあるいは避難者に対する通報、輸送、情報提供という問題は物を準備して終わるものではありません。私が自分で考えてみますと、避難させた人をどういうふうにしてだれがどういうふうにしてやるかということが一番大事なのだろうというふうに思います。避難場所に例えば職員を配置したからといいましても、その職員でもいつ災害というのが来るかわかりませんが、役場の職員の場合は人事異動があったり退職があったりあるいは新採用があったりというふうにかかります。ここで必要なのは災害に対応できるような避難所の運営のマニュアル、要するにここにどういう避難をしたら食料はどうするか、電源はどうするか、そういっただれがどういうふうにしてやるかという例えば組織が消防団なりそういったものがどういうふうにするかというマニュアルが必要なのではないかというふうに思うんですが、その辺はどうお考えですか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） それはこれからの検討課題ということで進めてまいりたいと思います。

○1番（久慈修一君） 何とかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に入ります。4番目は今後の実施予定ということでお伺いしたいと思います。ただいま総務課長からも説明があったように、村民の生命・財産を守って福祉の向上を図るといことは私たちの行政の目的であるし役割だというふうに私は思うんです。今回の訓練もこうした目標のもとに、その目標を達成するためにその一環として行ったというふうに内容的にはそういう説明がございました。また、これにかかわって600名以上の皆さんが一生懸命努力したということに対しては私も敬意を表しておるんですけれども、今ご質問いたしましたように私から見ればいろいろな問題を含んでいるというふうに私は思っています。地方分権時代とか地方主権時代とかといって国や県に頼っていく時代はもうかわりつつあるというふうに思いますと、私たちの村が自主的に独自の政策で独自のこういう訓練をしていくというのは私は大切なことではないか。自分たちがみずからの特色ある地域を形成していくという意味では大変重要な部分でありますし、生活している人が安心安全で生活できるようにしていかなければならない。私はこれは鉄則だと思っています。

こういうふうに考えますと、今回の訓練は大変重要な位置づけがありまして、今後も続けられるものであれば続けたいとは私自身は思うのでありますが、村のお考えはいか

がでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 今後の実施予定でございますが、あります。詳しい日程は県との調整、連絡とかのこともありますので未定ですが、来年の3月11日かその前後になるのではと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） ぜひそういう計画を進めていただいて、蓬田村は蓬田村独自のやり方でひとつ村民を守っていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の質問になります。広瀬自治会の文化伝承館の北側にある農道の未整備部分並びにその農道から広瀬・瀬辺地農村公園に通じる通路を整備していただけないかというご質問であります。この道路は私の大先輩でございます今は亡きクジトセオ議員が地域の住民にとって非常に大切な道路だということで、その整備に心血を注いできたという経緯がございます。私も今改めて見直してみますと道路の周辺には幾らかでございます、大規模な畑ではございませぬけれども畑があり、まだ山林もございませぬ。そして地域の皆さんは日ごろ子供たちと歩いたりして散策をしている人もございませぬ。これに通じています広瀬・瀬辺地地区の共有地、山林の中を歩く通路でございますけれども、広瀬・瀬辺地農村公園の一角に通じております。その上には観音堂といわゆる通称外ヶ浜三十三観音がございませぬ。ここにお参りにいく方もございませぬ。入るには国道のすぐ急な面を通っていく場合もございますけれども、何かあった場合は緩やかなこの道路を使っていくということでございませぬ。

今回の大震災を受けましてこの道路を整備するということは何らかの防災対策上も大変有効なものではないかというふうに私は感じました。現在、もう見ていただけたかと思うんですが、車、自動車、軽自動車でも通行できないような状況にありますし、農道の部分は排水路もないということから雨が降ったときは一部畑が冠水して水が引けないというような被害も出ております。できるだけ早い機会にこの農道を整備していただくように要望いたしますけれども、村の見解をお伺ひいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） お答えさせていただきます。

農道の未整備部分につきましては前々から地域の住民の方からも整備の要望がござい

ます。また、広瀬自治会長より広瀬観音様へ海拔標高表示の要望もありまして、現在は表示されております。それから今後避難場所の見直しも予定されておられるようですので、高台への避難路としての活用も考えております。どういう補助事業があるか県と協議しながら、あるいはまた防災関係のほうも考慮して対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 余り深く私も質問してもこの件については要望みたいなものでございますので、余り追求するようなことはいたしたくございません。できれば、早い機会に見直しをして県にもし事業等があるのであればその事業等を活用して実現して下さるようお願いをして質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、1番久慈修一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 5番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第2、5番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 2番久慈省悟、質問をいたします。

本日は二つほど。1番目に村営住宅建設予定地内の集会所の配置について、2番目に介護認定者の住宅リフォームについてのこの二つですが、まず初めにお知らせをしているように集会所の配置予定が現設計業者に対しては何ら問題はないのですが、村の考えは新村営住宅をヨモット団地と称号をまだ内定の段階で議会ではまだ承認されてはおりませんけれども、ヨモット団地というふうな考えを持っているみたいではございます。

そこでこれからの質問でございますけれども、ヨモット団地内の中央部に建設課は県と協力しながら国にそういうふうな配置図を持って交付金を得ているわけでございますけれども、私が気がついたのは今私どもにも責任はあると思うのですけれども、最初に気がついていけばもっと早く設計の段階で気がついていけばこのような質問はしなくて済んだのではないかという私なりの反省点ではございますけれども、村が構想を練っているのが宮本団地地区のように自治会を置くという構想があるわけです。それは今のグリーンタウン住民の皆さんとヨモット団地、称号ヨモット団地の皆さんとひとつ統合するということがそこには構想があるわけです。その場合に利用するというふうになれば今のヨモット団地内の新住宅内の真ん中よりも小学校裏通りの農免側に設置して建設し

たほうがもっと住民の効率が図れるのではないかという思いで質問するわけですが、建設課長の答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） お答えします。

集会所の建設につきましては事業の採択上、公営住宅の入居者の方々が共同利用することを目的といたしまして建設の計画を進めてきたところでございます。共同利用施設を建設する場合は一般的にはその地区の真ん中辺が一番いいであろうということで県ともお話をしながら今回の造成地の真ん中辺に建設することで計画を進めてきたところでございます。

今議員おっしゃるように、そのほかの方々の利用というものもこれはごもっともだとは思いますが、補助事業の採択上、これ以外の方々の利用というのは一応採択要件に入っておりませんので、我々といたしましては今の新しい団地の真ん中辺に建設をするということで考えておまして、計画の変更については今のところ考えてございません。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 事業内容の採択が国より得られたという答弁ではございますが、配置変更は手続上また可能なのか。また、県内においてもあちらこちらに分譲地がある中で私たちの蓬田村に家を建てて住民になってくださったグリーンタウンの皆さんには本当にありがたいことではございますが、そういうせっかく蓬田村へ

〔テープその1 A面からB面へ〕

来てくださったそういう人たちのためにも親から子へ、子から孫へとよいものを村に残すというこういう使命感のもと、そういう計画を変更できないのであれば仕方ありませんけれども、変更、もしできるのであれば、またその変更、手続をするに当たってどのような障害が現時点で村に起こってくるのか。またその障害を乗り越えるためにはどのような手続が必要なのか、答弁できる限りで結構ですからお願いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） グリーンタウンの住民の方々も利用することを加味しながら集会所の建設を考え、その真ん中辺はもっと南寄りの場所がよいのではないかという議

員の意見ですけれども、これはごもっともな意見だと思いますが、先ほども申し上げましたように事業の採択上、公営住宅の入居者の方々のみの共同利用ということで今の新しい団地の真ん中辺に計画をしているということでございまして、ご理解のほどをお願いします。

なお、先ほど議員が言われましたどういう障害があるかということですが、これは変更をすれば採択の最初からのまた要望になります。また細々とした住宅性能評価等いろいろな申請もございまして、そういうふうな手続になりますとまたその手続に採択いただくまでに約4カ月ぐらいたちよっとおくれることになりまして、そうすればまた建設のほうもそれぐらのおくれてしまうというような状況でございます。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 最後にこの質問に対して村長さんにお伺いいたしますけれども、さまざまな事業のおくれがこのたび今年の冬に1回目の入札が行われて冬工事になったわけですが、そういう段階でまたこの手続が入ればまたそのようなおくれを生ずる。しかしながら、さきに申し上げたように村長にお尋ねしますが、村長もそこまでさまざまおくれた中でさらにまたおくれをとれば大変なわけでございますけれども、それを承知でよいものを残すという配置変更をさせるというお考えは、村長はどのように思っているのか、ちょっとお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 今、課長が答弁したとおり、今の村営住宅の団地はその集会所もつけてつくるということで採択を受けておりまして、課長が言ったとおり、一番そのヨモット団地の一番真ん中のほうへ集会所を建設するというのがその団地の利用しやすいやりかたではないかということで採択を受けております。それで、グリーントウンのほうのほうへということになればよかったですでしょうけれども、それが基準でございますのでその辺はグリーントウンのほうも理解していただきたい。そういう事業の内容の問題でございますので。そしてグリーントウンのほうも100メートルぐらい離れる、遠いところでは100メートルぐらい離れるのかもわかりませんが、その辺はぜひその辺をご理解いただきながら理解していただきたい。別に2キロメートルも3キロメートルも遠いということではございませんので、その辺はご理解いただけるものだと我々はそう思っております。

また、これから採択を見直すということになると非常に時間もかかりますし、現状のままです。私はいいいのではないかと、ぐあいに考えておりましたので、その辺、久慈議員にはぜひご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 村の考えが一通りわかりました。今後また何かさまざまなものが建設またはそういったものが施行される場合は私どもも今の反省点を生かして周囲の状況やそのときの環境というものを含め総合的な判断で意見を述べていかなければならないと、そのように感じた次第でございますけれども、この件に関しては終わって次に入ります。

2番目の介護認定者の住宅リフォームについてでございますが、住みよい生活を送るために認定を受けた人たちは上限20万円までとするリフォームが認められている。大工業者を村の業者に指定できないかということでご質問いたしますが、今零細企業は仕事の需用が落ち込んで、あったとしても価格的に非常に厳しい金融の状態の中でおります。そして、我が村の皆さんもそういう中で中小企業も頑張っているわけですが、こういうリフォーム業者を介護保険税から結局支払われているわけです。介護保険税から支払っているというふうになれば、これは村の介護保険税なわけですから村外の業者ではなくできるだけ村内の業者に指定をすることはできないのか。また指定をするときに何かそういう専門的な免状等が必要なのか。そういうのを少しご存知ならお聞かせ願ひたいと思ひます。担当課長、お願ひします。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） それでは、今のご質問にお答えいたします。

まず改修する人のこれは自由でありますので、村内の業者指定の計画はありません。それで、これまでどおり業者の限定はいたしません。それとプラスしまして今久慈さんが言われたリフォームという言葉を使いましたけれども、これは厚生労働大臣が定める住宅種類の改修でございます。改修となっております。それで、対象の方がこれは業者の方と対象の方が決めることではないので、こと細かくいろいろな規定がありますので、現在のところそういうふうな計画はありません。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 業者を指定するという事はまず決めてはいない、または今後ともそういう計画等がないという返答でございますけれども、普通に考えれば蓬田村の介護

保険税という税金を使われて、個々の介護者のほうに任せているというのがおおむねだとは思いますが、その人たちがわからない中で結局お任せしますと、例えば包括支援センターのほうに任せただけの場合、包括支援センターのほうから青森の業者さんが来たりしているわけですが、これが私は今さきに申し上げたようになかなか需用がない中で私たち議員、そして村の上級職員の皆さんも私たちはそういうこの村の村民に対してさまざまなものを提供していかなければならないという使命があるわけです。そういうふうな使命の中で幾らかでも少ない仕事かもしれませんが、そういうのを村の中で回していかなければならないと私は考えるわけですが、そういうふうな一つのことを考えた場合、包括センターに任せ切りではなく上級職員としてそういう業者等に指示指導するというのはできないものなのではないでしょうか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 一つこれは、今久慈さんのほうから包括センターに任せているということの発言がありましたけれども、これは少し誤解があると思います。これは介護が必要な方が根本にこの計画というのは暮らしやすいような自宅を改修するという高齢者の心身の様子をよく理解した上で改修しなければならない工事なのです。それで、それを判定するには家族やケアマネージャーはもちろんですが、主治医とか保健師、そしてもちろん専門的な知識を持っている業者の方、そういう方と相談して全部決めることになるので、包括センターが業者を指定しているわけではありません。あくまでも選ぶのは対象者の方と業者を知っているのであればそちらで、何もなければ包括センターのほうで一応業者の提供はいたしますけれども、そういう強制的なことは全然ありません。そこは誤解のないようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 最後、三つ目でございますけれども、誤解があるという課長の答弁で介護者のほうで何もなければ包括支援センターさんのほうにとりあえず任せるみたいなそういう言い方でしたけれども、そういう、何も、結局介護の受ける人のほうは家族の場合はどういう業者さんが出入りしているのか全然わからなかったわけですが、そういう中でそういう村として包括センターといえれば我が村でいえば蓬生園さんになるのですが、蓬生園さんのほうに専門的な知識とかそういうのはみんなこの大工さんも勝手に取りつけるのではなく家族の背丈の身長の高い人、大きい人、皆さん介護認定を受けている人の中でもおりますから、その人にあわせたところに手すりとか

さまざまなものをつけていくわけですけれども、うちの村の大工さん、業者いっぱいあるんですけれども、そういう人たちもそういうふうな指名を受けた場合、その家に赴いてきちんと家族の人たちと話し合いながらそういうふうな設置していくわけですから、そういう専門的なものがどこで区別しているのか。そこが私疑問になってこのたび質問したわけですけれども、その専門的な講習を終わらなければならないとか何かそういうのがあったのかというふうなわからない点があったわけです。ですから、最後になりますけれどもその点と、あとは地域の振興を図っていかなければならないという意味で村の業者をできるだけという意味なわけです。必ず何とかかんとかと指定しているのではなく、村にもいっぱい業者がありますからそういう業者を仲間入りさせていく。村の活性化を含めて振興を図りながら村づくりをしていくというのがスタンスだと思いますから、その点の考えとこの二つを最後をお願いします。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 村の業者と今言われましたけれども、村の業者さんはたくさん使っております。選んだのは対象者の方ですので、村の業者さんが悪いというのではないんです。包括センターのケアマネージャーさんと対象者の方が協議した上で、そして改修とあと補装用具というのがありまして、福祉用具というのがありまして、これがまた出所が違うことにもなるんです。そこで一番適切なもの、それからその方にあったもの、本当の対象者のことを考えたものを提供という考えです、これを提供していただくのが包括ケアセンターなんです。それでそれについて対象者の方がどの業者さんを選ぼうか、それは対象者さんの自身の考えで決めるので村の大工さんだれでもいいですけれども、その規程どおりにやっていただくと何も問題ないということなのですけれども。だから、村の業者を使っていないということではないです。最終的に結果、規定どおりきちんと設置していただければそれは完成ということですが、ただ、自立支援に必要な改修であることが規程どおりでなくて認められない場合はこれは給付費の対象にはならないという厳しい規制もあるので、そこは包括センターのほうでも慎重に、そして私たちも事務側でも取り組んでいますので。そういうことでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 三つ質問しましたので次の質問はできないわけですが、最後に私たちは議員も村長は当然でございまして、上級職員も皆さんもこの村の維

持をしていくためには村を残すためにもさまざまところで努力を惜しむというのはしてはならないわけで、一生懸命村民に尽くさなければならない立場上、最後にその旨をご理解していただくようお願いを申し上げして、最後に終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、5番久慈省悟君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 4番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第3、4番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。今回は3点について質問をいたします。簡潔に行いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず最初に中学校の武道化必修化についてお伺いをいたします。中学校の武道、ダンスの必修化に伴い蓬田中学校はどのような選択をしているのか。武道では柔道、剣道、相撲から選択としておりますが、柔道に関してはこの28年間で中学校、高校生で114人が死亡し275人が重い後遺症になっております。昨年度でも高校生3人が死亡し、後遺症が残る恐れのある事故が中学校、高校で3件も発生しております。文科省がことしかから必修科目にしておりますが、これほど事故があるのに必修化にする目的は何なのか。そして仮に柔道が選択されているのならば、事故対策はどのようにとられているのか、まずご答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（八戸良幸君） お答えをいたします。

この武道の必修化については平成18年の国会において現在使われております教育基本法が可決をされております。その中の第2条第5項の中に伝統と文化を尊重しそれらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと明記されております。この基本法の制定を受けて、学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則などが制定をされました。

その中において武道の必修化ということも定められております。そのほかに伝統や文化に関する教育を充実するという中には武道の必修化のほかに小学校では国宝などの文化遺産、中学校では身近な地域の歴史や各時代の文化の学習を行うこと、それから小学校では教材として扱う唱歌の曲をふやすこと、それから中学校では地域の食文化、和服の基本的な着装などの学習を行うというようなことがいろいろ書かれております。にはほ

んの文化・伝統を大事にしましょうということでこの武道を必修化している。

その中で、ではなぜ柔道を選択したのかというようなことでございますけれども、相撲、剣道、柔道、この三つの競技の中で先生方としては一番数多く経験したことがあるという競技とすれば柔道であろうというようなこと、それから蓬田村の地域性を考えたときに、例えば学校で支援を地元の方に応援を頼むというときにはどうしても地域の中で柔道を経験した人たちが相撲、剣道に比べれば多い。そういう応援を頼む際には取り組みやすいというようなことから柔道を選択したというふうに学校ではそのようにしております。

では、それらについて事故が非常に多いのではないかと今議員指摘のようでございますけれども、確かに事故があるわけですが、それは部活の中における事故がほとんどである。授業中に起こった事故というのはまず20年間の中に2件か3件ぐらいしかないというデータもあります。ですから、部活の中において上級生が下級生をしごく、あるいははじめの対象にするというようなことがそういう事故につながっている部分も往々にしてあるというふうな報告を受けております。ですから、授業の中で、もちろん事故があってはならないわけですので安全面には十分配慮するということはこの決まりの中にもございまして、先生方は研修を何度も繰り返し受けておりますし、最近でも5月にもそういう体育の先生方を中心にこの武道、特に柔道をうちのほうの中学校は取り入れているわけですが、これらについての研修も受けておるといような報告を受けております。

いずれにしても、きちんと基本に従って授業を受ける、そして生徒には悪ふざけをしたりいじめをしたりそういうことのないように先生方はきちんと監督して指導するというのを教育委員会としても指示を出してまいりたいというふうに思っております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） この柔道が選択されたと答弁されておりますが、一つはこの柔道の必修化は文科省の話ではことしの秋ごろから行うというふうになっておりますが、実際蓬田村ではいつから実施を受けるのか。もう一つは、今教育長が答弁したように指導者が研修を受けているということがありましたが、どの程度、何時間ほど研修を受けているのか。そしてまたその指導者はどのような経歴、柔道の経験があるのか。また何名の方が研修を受けているのか。

その際、ひとつ申し述べますけれども、フランスでは柔道大国なわけで、その柔道を

やる人口が日本の3倍ほどあるということではありますが、この50年間1件も死亡事故がないというふうに報告されております。これは50年前に死亡事故があってから国が徹底的な対策を講じていて、指導者には400時間の研修を義務づけている。そして国家資格をもたせるようなそういう厳しい指導者のもとで行っていると書かれております。そのように日本の体制ができ得るのか。今言ったように研修を受けたと言っておりますが、数時間の研修なのか。果たして最終的に授業に参加するまでに合わせて何時間ほどの研修を受ける予定になっているのか答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 指導者の先生方の研修はことし5月に1日単位で研修を行っております。青森県下全部です。それから昨年度も先生方の研修は行っております。あと、蓬田村は既に柔道着とか畳がありますので、何年も前から準備してきたので実際にはもう3年生とかも経験しています。そしてその年間の計画なんですけれども、蓬田村は秋からまず11月までには終わりたい。冬場はけがとかを考えてやらないということです。それから50分授業で年10回から11回、まずその程度です、授業でやるのは。そして中学校1年生、2年生が対象です、柔道の。それから3年生の場合は選択になっておりまして、球技、ソフトボールとかそういうのを取り入れてやるそうです。年間10回ぐらいで1年生のときはほとんど基本、受け身、それから試合をやる場合でも座ったままで座り相撲みたいなそういう感じで頭を打たないような方法で柔道、そのようになり指導方法もけがをしないようにというのが、それから楽しく柔道を行える、楽しめるようなというほうに重きを向けて指導しております。部活の勝つ、負けるの指導方法ではなく、受け身とか対相手と触れ合うような交流みたいなそういう触れ合いというのですか、相手をいじめる、相手の痛みがわかるそういう意味の柔道の指導方法というんですか、その柔道を生かしたそういう競技も念頭に入れて進めていくということです。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 最後の質問で、今答弁してしまったわけですが用具のことについてお聞きしようと思ったわけですが、その費用というのはまず1点ですが、学校で用意してあるということになればその費用は保護者負担ではないということによろしいですよ。

あともう1点は、一番心配されているのは父兄の皆さんが事故なわけです。このような危険なスポーツですよ。だれがみても頭から落ちたりすれば大変な後遺症になるし、

悪くいけば亡くなってしまうということになっているわけです。文科省のほうでも事故が発生した場合の対応ということについてわざわざ書いているわけです。事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など対処方法について関係者間で認識を共有しているのか。十分でない場合は早急に事故が発生した場合に対応できる体制を整備すること。二つ目には各学校の設置者においては上記1の各項目が満たされた上で柔道の授業が実施されるようにすること。なお、条件が満たされていない項目が発見された場合には当面柔道の授業の開始をおくらせ早急に条件整備を進められ適正な措置が講じられるようにすることというふうに書かれています。ということは、事故が起きることを前提にした授業だということがはっきりしているわけです。このような危険なスポーツをなぜわざわざ必修科目にするのかということがまず問題なわけです。

先ほど教育長がその目的を言いましたが、その多くを見れば精神論があるわけで、本当に柔道をやりたい人であれば専門の知識のある先生の指導のもとで部活をやる方法があるわけです。それをすべての子供たちに柔道を強制するというのが私は問題ではないかということで指摘しているわけです。この点については教育課長、教育長に答弁を求めても仕方がないので意見だけにとどめます。この事故対策についてと、先ほど述べた費用は保護者負担でないということの確認をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 柔道に必要な畳はもちろん、それから柔道着は全員分準備しておりまして、そして授業が全部終了した段階で洗濯して学校に返すというふうになっています。

それから事故の対策なんですけれども、教職員全員で保健室を中心に例えば事故があった場合、緊急車両の連絡、それから学校医師への連絡、そういうものを訓練しています。全教員で共通した考えを持って行っているということです。それからAEDというのがあるんですが、それも整備されておりますのでそれも保健室でちゃんといつでも使えるようにして授業に取り組んでいるということです。まず、教職員共通の理解、迅速かつ正確に対応を図るというマニュアルのようなものをして教員が訓練している。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） わかりました。

次に新幹線工事後の農道の補修についてお伺いをいたします。現在北海道新幹線の工

事が進められております。来年には終了予定ですが、工事車両が通行している農道は現在傷みがひどく、雨が降った後、アスファルトには水たまりができるほどになっています。中沢の幹線では1度だけ補強工事が行われましたが、工事車両だけが通る場所に筋状に舗装工事をしているため、軽トラックやトラクターなど農業機械が通行するには非常にバランスが悪いことになっています。余りにも農家を無視したこのようなやり方は許されないと思います。どのような道路を使用するに当たり契約をしているのか。その内容を提示してもらいたいと思います。

また、この工事が終了した後どのような補修工事をしようとしているのか。その内容は示されているのか。答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） お答えいたします。

まず1点目の、工事が完了して現場を引き上げる前に蓬田村及び地元自治会と現地を確認の上、補修範囲を決定をして、最終的には基本的にオーバーレイ措置をすることで考えているということを確認をとっております。施工時期につきましては平成25年7月から8月、予定ですがけれどもこの辺を予定してございます。そしてまた契約内容ということですがけれども、平成20年1月に鉄道運輸機構建設局長と蓬田村長が協定を締結してございます。内容といたしましては目的、あるいは通行計画、苦情処理、費用負担、協定の有効期間といろいろ項目があります。細かな部分については割愛させていただきますけれども、主な内容といたしましては工事用車両の通行に起因して通常の維持管理保全を超えた場合は運輸機構に対して措置を求めることができるというふうな内容でございます。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 答弁の中でオーバーレイという言葉言いましたけれども、そのオーバーレイということ、どういうことなのか。私たちわからないのですけれども。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 部分的な舗装ではなく、あそこは恐らく2キロメートルぐらいだと思います。けれども、全部舗装します。そして、まだ予定ですがけれども、基本的には平均3センチメートルで路肩については5センチメートルを今のところ予定しております。これは起点から終点まで今のところすべて舗装することを予定しております。これは運輸機構のほうから確認をとっております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 3センチメートルといいますとちょっと薄いような気がします。それで、もう重機がトレーラーとかクレーン車、重いクレーン車が走っているの穴ぼこになっているので上をはいで仮にやっただとしてもその穴補修そういうのを3センチメートルの舗装をしたとしても直らないような気がしますので、それはどういうふうにして平らにしようとしているのか。まず1点それ。それを私たちは工事終了後食い逃げされるのではないかと心配があるわけです。よって、農家が安心できるようなそういうことを示してはっきりしたことを示していただかないと心配なわけです。後からここが悪いあそこが悪いといってももう新幹線の工事終了してしまえば返ってくるわけでもないし、そういうのが補修してくださいと私たち地元の人が出たとしても手おくれになるような感じになるので、その契約内容をしっかり後で拝見したいと思いますが、そのきちっと元どおりにしていただけるのか。そこをはっきり再度答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 1点目の平らにするの、どうのこうのと質問ございましたけれども、これについては私も専門ではないのでなんとも言えないんですけども、今フジタJV、五洋JVの担当の方に若干聞いたところ、ちゃんと対応するというようなことで確認をとっております。施工の仕方については詳しく聞いてございませんでした。

それから農家の方が安心できるように、最後逃げられないようにしていただきたいということですが、この辺につきましても鉄道運輸機構カネタ建設所長とちゃんと口頭で確認をとっておりますし、意見といたしましてJV、五洋、フジタ両JVにもこの辺は確認はとっております。なお、議員おっしゃるように農家の方が安心できるように再度私のほうから何回も鉄道運輸機構、それからJVのほうには働きかけていきたいところっております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 答弁で口頭で確認をとっているというふうなことです。口頭での確認ということはこれは証拠もないし証拠がないので先ほど言ったように食い逃げされる恐れもあるので、契約をきちっとしてやっていただかないと地元の人たちは安心できないわけです。幾ら今ここで口頭で確認したと答弁されても向こうで言った覚えがないと言われればどうでしょうか。そういう心配があるわけですので、文書できちっと補修箇所について仮に地元の住民の納得が得られない場合は補修する、再修理をするという

内容で契約していただけないと困るわけですが、そのようなことをやる意思はあるのかどうか、最後お聞きいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議員おっしゃるとおり、口頭ですと、私も今口頭の確認だけでしたんですけれども、議員おっしゃるように安心できるように再度機構と協議をいたしまして協定の締結に向けて進めたいと思います。よろしくをお願いします。

○4番（坂本 豊君） はい、わかりました。

3番目の農業公社構想についてお聞きいたします。村長が前々から話をしている農業公社について、名称もまだわからないし具体的にどのようなものを作りたいと思っているのか示していただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 今議員の質問に答えるんですが、農業公社あるいは農業法人、集落営農、さまざまなパターンが考えられます。既に蓬田村においても農家の高齢化における検証に及び非常に不耕起の箇所もふえてきております。それらを解消するためにはこの三つの中から選択をしながら、遊休の耕作放棄地にならないような施策を講じながら新たな作物等を考えております。今現在検討するための専門員を配置し、組織形態が具体的にどのような内容について精査しているところです。今後とも専門家を交えながら検討会を設け、設立に向けていきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 2番目なんです。②なんですけれども、この農業公社のほかにも既存の農家は今後継者も育たないということで先が見えない。投資することもできないということで衰退をたどっているわけです。そして年々農業から撤退する人たちがふえ続けています。今現在では農業共済組合に加入している人は240人ほどしかありません。その原因の一つには老朽化した農業機械の更新に多額の費用がかかる。そして高齢化も相まって農業継続を断念せざるを得なくなっている例がたくさんあるわけです。この農業機械更新のために村でも独自に補助金を出すことが私は必要ではないかと思うわけです。

以前はパイプハウスへ村独自の補助事業もありました。現在、トマト農家の多くがその事業に参加しておりました。しかし、最近その補助事業はなく村は基幹産業の農業への予算を減らしているわけです。これで農業を育てることにはなっていないと思います。

隣の青森市では農家に対して農業機械更新へ市独自の補助金を出していると聞いています。パイプハウスの新規建設は今ではほとんどありません。鉄の高騰でハウスの価格がはね上がっているためですが、後継者が残れるために村独自の補助事業の計画を進めることができないのか。答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 今隣の青森市のほうで農機具に対する補助があると言いましたが、ちょっと問い合わせた結果、その事業はないそうです。国の制度の経営体育成支援事業等の有利なものを利用しながら、これは300万円が上限、それらを利用した形で認定農家、あるいはさまざまな制約がありますがそっちのほうを支援して今後の村の農業に対して進めていければと思っております。ただ、後継者が残れるような施策というのはなかなか今現在農機具等が非常に高騰になってきております。先ほど申し上げました公社、あるいは法人等を設立し田植えから刈り取りまでの一貫した作業の受委託組織を立ち上げまして、担い手不足に対する農家の支援をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 前はパイプハウスにさっき言ったように村独自の予算を決めての補助事業があったわけで、青森市でないということになっても仮に蓬田村ではそういう実績があるわけですので、農業を育てるということになれば公社の設立にこだわらないでそういう需用があるわけですから農業機械更新のための補助事業を村独自で予算を設けて私はやるべきだと思います。

それから課長は公社で農業機械の更新にかかわって対応できるというふうに答弁をいたしました。でも、例えばソバの刈り取りでも見受けられるように機械を農協とかそういうところで2台、3台持ってやってもほとんど機能的には現実的には用を足さないというのが事実ではないでしょうか。仮にコンバインを村で10台用意したとしても委託をしたとしても自分の家の刈り取りができるということになればいつになるかわからないという現実があるわけです。ですから、そういう公社ですべてが賄えるというような考え方ではなく、基本は農家みずからが耕作するということが大事なわけで、そういうもし機械高くて更新をあきらめているそういう方々のためにもぜひ村独自の農業機械補助、政策を私は打ち出すべきだと思います。

もう1点質問は、これは抽象的な話ですが、最近の農業衰退の原因をどのように考え

ているのか。この二つについてご答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 先ほど申し上げました農機具、あるいはハウスの助成については今後の検討課題となりますので、協議していきたいと思っております。さらに農業衰退、なかなか抽象的で非常に難しい問題なのですが、今国では6次化産業推進という取り組みを進めております。ぜひ我が村も1次、2次、3次、あるいは6次化産業に向けた取り組みを早急な形で進めていかなければならないと思っております。それに対する新たな作物が出てきますので、当面後継者等がそこに働く場面、あるいは雇用等も考えておりますので、そちらの6次産業の推進にもぜひ進めていきたいと考えております。以上です。

○4番（坂本 豊君） 以上で質問を終わります。

○議長（木村 修君） これで4番坂本 豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

日程第4 一般質問 2番 藤田修一議員

○議長（木村 修君） 日程第4、2番藤田修一君の質問を許します。藤田修一君。

○2番（藤田修一君） おはようございます。

きょうは2点について質問いたします。役場の誘致企業であります蓬田紳装と、それから村の指定管理者であるアシスト、いずれも村長が社長というふうなことでなっている会社でございます。

まず最初に紳装のことについてお伺いいたします。蓬田紳装、現在は社長を村長、それからそのほかに取締役が前の専務、前の工場長が専務でそれからあとは議長、そのほかは社員の取締役というふうな体制になっております。それから監査役は最近まで私も監査役だったのですけれども、6月の株主総会で交代いたします。そして新しくは議会ではなく取締役会で村長が内定しております人になる予定でございますけれども、年々議会との関連が薄まっております。別に議会が口を出すとかそういうことではありません

けれども、議会に経営が見えやすくするような体制が年々少なくなっていくのではないかというふうに思われております。このことについて村長に伺いたいといたします。この取り締まる会、それから取締役及び監査役はどうしてそういうふうな体制になったのかご説明願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 蓬田紳装は役場が出資している会社との意味合いで、第三セクターになっております。経営に関しては役場側が、村側が90%、そして大手の企業が10%の株主ということになっております。他の市町村で行っているものとはその形態が少し異なるのではないかと考えております。今後は蓬田紳装がすべてにおいてひとり立ちし、浮き沈みの激しい服飾業界でやっていくことが望まれるわけでありましたが、景気の変動も激しく、また海外からの安価な商品との競争となるとその生き残りは簡単なものではないと我々は考えております。よって、村内の数少ない雇用の場とその従業員の生活を守るためにも、村としては当然バックアップしていく必要があると思います。その関係については紳装と村側との関係についてはあくまでも1企業の支援という形で、国や県の事業を活用して低金利融資等、あるいはまた補助金等の事業があれば助けてやる。そしてまた販売促進につながる宣伝等についても我々は助けてやるということになると思います。

また経営責任についてはあくまでも株式会社でありますから蓬田紳装の取締役とその株主にあると思われまます。村議会は村が適切な関係にあるかチェックしていただくとともに、紳装製品の販売促進にご尽力されてくださればよいのではないかと。監査役については本来であれば村の代表監査と議会の監査の2人ですが、これからは今言った意味合いでも外部監査、これを入れて適切な経営状況を審査してもらおう。そのために青森市の税理士を1名監査役にしたわけでありまます。ちなみに、国のほうの指導でこれからは地方公共団体が債務保証、あるいは損失補償をするということは非常に厳しく制限されております。ちょっとすれば法に接触するのではないかという非常に厳しいグレーゾーンだと言われているわけでありまます。ですから、蓬田紳装もここ3年ぐらい前から赤字を解消しひとり立ちできるようになりましたので、できるだけ役員体制も監査役についても独自でやっていく。行政から少しずつ離れていくということを我々が、行政側も議会側もそれを指導していくという方向にいかなければならない。今までのようにいつまでもおんぶに抱っこということには私はならないだろうというふうに考えております。

そういう意味では、監査役についても専門職であります税理士を監査役に充てるということは私はこれから何としても必要なことだとこのように考えております。また、地方公共団体もそういうような方向にしているということでございますので、何とぞご理解をいただきたいとこう思います。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今村長からも言われたように、この紳装とかそういうふうな縫製会社、アパレル業界というのは非常に景気の変動、それから世の中の流れによって浮き沈みの激しい業界でございまして、たまたま現在は非常に会社設立以来といってもいいぐらいの経営状態、いい意味での経営状態というふうなことになっているわけですが、いつまた世の中の流れによってどうなるかわかりません。以前にも赤字再建団体というふうなことになった経緯もあるわけで、そのとき恐らく役場のバックアップがなかったならば今の紳装はないであろうと言われております。きょうは傍聴席に前の議員の、また紳装に非常に深く関与しておりました清水さんもみえておりますけれども、非常にこのことについては先輩方々、非常に心配しているところというふうに思われます。また、取締役についても今社員の取締役が非常に多いわけで、村長というか社長が言われている社員に頑張ってもらおうというふうな意味は非常にわかるわけですが、社員としての優秀な社員が果たして優秀な取締役なのか。社員であれば会社の社長のこういう方針について「社長、これはうまくないですよ」というふうなことは非常に言いづらい話です。会社から給料をもらっている人が発言できないことをやるのが取締役であるべきではないかと私は思うわけですが、その辺は非常に社員であるがゆえに言いたいことも言えないという弱みがあるわけです。

その辺が社員に頑張ってもらおうのはわかりますけれども、頑張ってもらおうという意味と取締役で頑張ってもらおうというのは意味が違うのではないかとこのように思われます。それから監査役についても監査役というのは税理士ではないわけです。税理士というのは税の専門家、どういうふうな適正な税金を納めるかというのが税理士の務めで、会社の監査、会社でこういうことをやるというのはへんではないかとか手続がおかしいのではないかとこのようにするのは税理士ができないわけです。またそういう勉強もしていないはずですが、そこら辺が何か税理士は会社で前から頼んでいる税理士があるわけで、きちんと整理されて我々も報告受けています。新しい税理士が来たからといって税理士が2人でやるというふうなことではございませんので、そこら辺

何か履き違えているのではないかと私は思います。

先般も取締役会で私はこれを発言しようと思ったのですが、その方がもう隣の部屋に来ているというふうなことです。発言は差し控えましたけれども、非常にそこから履き違えが多いのではないかとこのように思われます。その点についてもう一度村長から答弁、お願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 基本的な考え方として

〔 テープその2 A面からB面へ 〕

第三セクターではありますけれども企業努力してもらおうということが基本的な考え方です。そしてさっき言ったように、債務保証、損失補償については、これは非常にグレーゾーンだと、法律に違反するかしらないか非常に厳しいところだ。もう一つは自治省のほうとしてはもはややめるべきだという我々指導しているわけです。ですから、そちらのほうにいかないはず。そのためには企業内から登用して企業の取締役を企業内の取締役を上げて行ってやる。そして監査も外部からやる。そして近い将来は村長が社長というものもいかがなものかと私はそういうように考えております。ですから、今県内の自治体を見ても行政側とそういう誘致企業側とははっきり分けているということが新聞などで見ても段々分けられてきているということがわかってきていますので、我々もそういう方向に行く。そして職員が、社員が頑張ってもらってその企業を守り立てていくという方向に我々も導いていくというのが私は正しいやり方だと考えております。

ましてや万が一どうのこうのということになったとしても、果たして役場側がこれからは債務保証や損失補償は基本的にはできないことになっておりますので、会社側に頑張ってもらわなければならないということではっきりした行政と企業側との一線を引かなければならない時期にきたというふうに考えております。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） もちろん社員の方々には頑張って自助努力といいますか自分たちで頑張らなさいということはこれは当然のことでございます。今までもこれは当然そうしてきたはずでございます。別に村長が社長だからといって全部采配振るってやったというふうなことはない。今の体制になる前から設立当時からそうしてきたものだとい

うふうに思っておりますけれども、たまたま景気がいい、悪いというふうなことがございましてそうなった。役場が関与したから会社がうまくいかなかったというふうな意味ではないというふうに思っております。どうも取締役というのは最高の会社のトップというか上部機関なわけですけれども、それが社員がものを言われない体質であれば非常に困るというふうなことでございますけれども、そういうことにはなっていないのか非常に心配でございます。

それから当然取締役会は会社ですので四半期ごとの業務の報告会とかそういうのはあると思っておりますけれども、最近はどうもそこら辺が回数が少なくなっている。そういうふうに使われます。1年に1回のこういう決算でございましたというふうな簡単な報告等でなく、これからの見通しとか四半期ごとにでも報告し、また皆さんの考えを聞きながら進めていくのが健全な会社ではないかと思われるわけですけれども、そこら辺は社長としてどういうふうに使っているかお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 村長が社長であれば逆にやりにくいと私はそういうふうに使えます。今一番借金もなくなってきましたし、あと2年ぐらいで第2工場を建てたときの負債、借入金もなくなりますし、今ちょうどいい時期だ。そしてバトンタッチしていくのが一番いい時期だと私はそのように考えております。また、業務内容については年何回だかよくわかりませんが、報告しているつもりでございます。ただ何回やればいいのか、その辺私もよくわかりませんが、たしか1回でしたか、それは確実に報告しているはずでございます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 質問はあとできませんけれども、参考までに会社であれば法人はみんなそうですけれども、四半期ごとに報告した意見を聞くというのが普通の姿ではないか。1年に1回の報告で終わりというふうなことではないというふうに使っております。

次にアシストの経営状態ということについてお聞きいたします。アシストというのは先ほども申し上げましたように役場で立ち上げた会社でございますけれども、これまた先ほどの紳装の誘致企業とも違まして指定管理者というふうなことで、当時設立したときは役場の臨時職員がふえたり役場の職員でやるのは非常に好ましくない、民間会社をつくってやりましょうというふうな趣旨でアシストが設立されたものというふうに使

っております。

それで温泉初めマルシェとかそういうのを管理してもらっているわけですが、最近温泉初め非常に指定管理料が増加しているというのが現実でございます。どれぐらいが適正なのかという保護もまた検討しましてこれぐらいがいいです、これで管理してくださいというふうな限度の金額を設定したらいいのではないかとこのように思われますけれども、村長の考えをお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） お答えいたします。

経営状況についてです。アシストの経営状況は取締役会、定期総会等において監査確認指定されております。また、その内容については、皆さんご承知のとおり、1年に1回、村議会に報告説明をしています。マルシェの経営においては去る4月20日にアシストの専務と職員、テナント入居者、生産者並びに役場職員とオブザーバーの方々でいい方向がないかということで会議を行っております。

その内容は現状分析と課題の確認、それを受けた改善案や要望等の聞き取りなどをしております。ただし、農繁期ということもあり参加者が少数だったため、近々再度会議を開催する予定でございます。

指定管理料というのは主に、ここの指定管理料は主に温泉設備の維持管理に伴うものが増加しており、また原油の高騰等の要因もあるためにその金額が伸びています。さらにはマルシェの収益を温泉施設の管理に今まで補てんしていましたが、その売り上げも落ち込んでおり役場からの持ち出しが目立つ形になっているものと思われまます。今回ご指摘のように限度額を設けることも改善案の一つとは考えられますが、以前の議会でのご質問の際にもご説明したとおり、利益を追求する施設ではなく老人や障害者のための厚生施設の役割がそういうことから制限を設けることはなじまないと思われまます。経営の改善策としては維持経費の見直しと集客の向上を図り、指定管理料が少しでも減るよう指導してまいります。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今総務課長からお話しありましたように、当初は指定管理料というふうな名目ではなく灯油の値上がり分の補てんとかそれから入浴者の減少による収入減を補てんするというふうな名目が出されていたものが、昨年、たしか昨年からだと思われまますけれども指定管理料というふうな名前になったと私は記憶しておるわけで

ございますけれども、そのほかに野球場の指定管理とかそういうふうなのはありますけれども、一番メインの役場から出ている金が指定管理料というふうな形でかわったのが去年からだとは記憶しているわけでございます。

それからアシストにも役員会というのがありまして、なっているわけですが、非常にこの役員会のメンバーの方も経営がどうなっているのか把握しているのかしていないのか疑問に思われるわけです。というのは、その方々が役場の方から金をもらっているのかというふうな話もしているものですから、はっきりそういうのを会議で話しているのかというふうなもっと頑張らなければならないというふうな気持ちが起きるような体制になっているのかというふうなことを非常に懸念されるわけでこういう質問しているわけですが、この辺についてはきちんと役員会で経営状態、話なされているのかお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 取締役会の内容については私は入っていないのでこの場では申し上げることができませんけれども、当然経営については話し合っているものと思われれます。以上です。

○議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（木村 修君） 再開します。

村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 今議員の質問にお答えいたします。

それは十分に役員会で話し合いしております。今までの経過、そしてまた今後の対策というものを十分協議しております。きのうも取締役会でその辺は話されております。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） いずれにしても、先ほど総務課長からも説明ありましたように上限を設定するというのはうまくないというふうなお話でございましたけれども、増加しているものを「はい、そうですか」というのもまた思わしくない話なので、非常にそこら辺は指導方々徹底してもらいたいというふうに思います。温泉経営のために年間1,000万円ぐらいの経費も出ているようでは非常に問題がありますので、そこら辺を頑

張っていただきたい。灯油の値上がりの分については400万円かそれぐらいの額だと思
っておりまして、そのほかはほかの人件費だとかそういうのにかかっている経費だとい
うふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、2番藤田修一君の質問、終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前11時38分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員